

「山口県土地利用基本計画書（素案）」に対する  
パブリック・コメントの実施結果

- 1 意見募集期間 令和6年10月8日（火）から令和6年11月7日（木）まで
- 2 意見の件数 1人 4件
- 3 意見の内容と意見に対する県の考え方

【全体に関すること】（2件）

No.	意見の内容	意見に対する県の考え方
1	P 1に「本計画を改定する」とあるものの、本文中、どこを改定したのかほとんど分からないと感じます。 どこを改定したのかの明示、全面的に改定したのであればその旨をP 1に記述追加をお願いします。	本計画は今後の県計画の基本的な方向を示す計画であるため、前計画との比較という形での記載は行いません。 なお、本計画は、国土利用計画法第9条の規定に基づき、国の「国土利用計画（全国計画）」を基本として策定するものであり、令和5年7月に改定された全国計画を踏まえて、改定を行った旨を本文中に記載しています。
2	巻末「用語解説」に掲載の語句が本文中でわかるような対応の検討をお願いします。 また、用語解説に掲載する語句は再精査をお願いします。	御意見を踏まえ、「用語解説」に記載のある語句について、本文中の最初に使用している箇所に「*」を追加付記するとともに、目次に「本文中、解説が必要な用語について最初に使用されるページに、「*」を付けて解説しています。」の記載を追加しました。 また、用語解説の精査を行いました。

【1 県土の利用に関する基本構想 に関すること】（1件）

No.	意見の内容	意見に対する県の考え方
1	P 2「（1）県土利用の現況」の説明について、文章のみの説明で分かりづらいと感じます。別資料なりで説明地図掲載を検討していただくと幸いです。	「県土利用の現況」は、計画の参考となる県土の基本的な情報を簡潔に紹介している部分であり、これを補足する地図の掲載までは行っておりませんが、いただいた御意見は、今後の参考とさせていただきます。

【その他】（1件）

No.	意見の内容	意見に対する県の考え方
1	土地利用状況の変更に關わる申請・許可・免許等については「土地利用に関する個別規制法による措置」に定められると認識していますが、土地利用の状況把握・制限等が重要になっていく今後、当計画（素案）を元に、許可等を厳しくしていくようお願いします。	国土利用計画法第10条において、本計画に即して適正かつ合理的な土地利用が図られるよう、個別規制法等により土地利用の規制に関する措置等を講ずるものとされています。 土地利用の規制については、個別規制法等の運用を通じて適切に行ってまいります。